

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので、法第6条第6項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告します。

平成28年6月13日

京都市長 門川 大作

1 届出者の氏名及び住所

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

代表取締役 牧 貞夫

東京都千代田区外神田四丁目14番1号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

新風館

京都市中京区烏丸通姉小路下ル場之町586-2

(2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

5,403㎡

(3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0㎡

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000㎡）以下となる日

平成28年3月27日

(5) 変更する理由

リニューアルにあたり一度取り壊すため

3 届出年月日

平成28年5月31日

(産業観光局商工部商業振興課)